

# イオンタウン多度津SC

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成22年4月28日

香川県知事 真 鍋 武 紀

## 1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	マックスバリュ西日本株式会社 兵庫県姫路市北条口4丁目4番地
大規模小売店舗の名称及び所在地	イオンタウン多度津ショッピングセンター 仲多度郡多度津町北鴨2丁目627番地ほか
変更した事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所
変更前	イオン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1 愛眼株式会社 大阪府大阪市天王寺区大道4丁目9番12号 株式会社大創産業 広島県東広島市西条町大字吉行字向1-60 株式会社レデイ薬局 愛媛県松山市東石井町489番地 サンサンランド株式会社 大阪府大阪府中央区備後町2-4-9日本精化ビル6階 株式会社宮脇書店 高松市丸亀町4番地の8 コムパス株式会社 広島県福山市南蔵王町1-5-50 株式会社高橋ふとん店 徳島県徳島市川内町鶴島105番地3
変更後	マックスバリュ西日本株式会社 兵庫県姫路市北条口4丁目4番地 愛眼株式会社 大阪府大阪市天王寺区大道4丁目9番12号 株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号 株式会社レデイ薬局 愛媛県松山市南江戸4丁目3番37号 株式会社宮脇書店 高松市丸亀町4番地の8 コムパス株式会社 岡山県岡山市南区富浜町1番16号 株式会社高橋ふとん店 徳島県徳島市川内町鶴島105番地3
変更年月日	平成21年9月25日
変更理由	事業譲渡に伴う小売業者入替え等のため。

## 2 届出年月日

平成22年4月19日

## 3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び多度津町産業課
縦覧期間	平成22年4月28日（水曜日）から同年8月30日（月曜日）まで

## 4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成22年8月30日（月曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び多度津町産業課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ